



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2016年6月30日(木)

## 平成29年は買取価格決定方式を見直し 個人売電収入の所得区分

### 平成29年度からは「入札制度」など導入

日本の太陽光発電は、補助金制度や余剰電力買取制度の復活（平成21年）、平成24年7月の固定価格買取制度（FIT）の導入で急速に普及してきました。その後、平成26年の「九電ショック」（太陽光発電に適した九州・北海道などで送電網が限界に達したため、新規接続申込が保留された騒動）で冷や水を浴びせられましたが、平成29年度以降は、買取価格の決定方式の見直し（「入札制度」と「価格低減スケジュール」導入）をはかり、更なる普及を目指しています。

### FIT導入後の太陽光発電の買取実績（億円） （固定価格買取制度 情報公開用サイト）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
住宅用 10kw未満	1,049	2,148	2,486	2,173
事業用 10kw以上	75	1,769	5,486	7,549

### 個人売電収入の所得区分は買取制度で区別

現行の売電（買電）制度には、①全量買取制度（発電した電気を全て売電。発電容量10kW以上が対象）と②余剰電力買取制度（発電して余った電気だけを売電）の2つがあります。住宅用の場合の発電容量の平均が4.5kW前後であるため主に「余剰電力買取

制度」が利用されています。

なお、個人の売電収入の所得区分は、買取制度に応じて、次のように区分されます。

	余剰電力買取	全量買取
①自宅（住宅）に設置	雑（20万円以下は申告不要）	事業又は雑
②店舗併用住宅に設置	事業（メーターが一つの場合：事業付随収入）	同上
③賃貸アパートに設置	不動産（共用部分で使用）	同上

### 「グリーン投資税制」は対象資産確認を！

その他の税務のポイントは次のとおりです。①発電設備は耐用年数17年で償却します。ただし、自宅使用（余剰電力買取）の場合には、自家消費分があるため、売電対応分の割合（売電量／発電量）で按分する必要があります（店舗併用住宅では、さらに事業使用按分が必要）。②国庫補助金の総収入金額不算入制度や「グリーン投資税制」の適用の余地があります。「グリーン投資税制」は年度により制度が変わるため、適用対象資産をよく確認する必要があります（不動産所得には不適用な点にも要注意）。



償却資産税（固定資産税）の対象となることもお忘れなく！